

## 社会福祉法人制度改革（評議員その3）

評議員と特殊関係にある者は評議員になれません。その中でもいくつかわかりにくいものがありますので整理してみました。

「社会福祉法 第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則 第二条の七 法第四十条第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

六 当該評議員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分之一を超える場合に限り。）」

例

当該社会福祉法人(A会)	
評議員 7人	① ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 7人×1/3=2.3人→1/3超=3人から
監事 2人	○ ○
理事 6人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

他の同一の団体(B社)			
甲が役員の場合			
役員	①		
業務執行社員		②	③
職員			
限度人数	甲含め2人まで評議員になれる		

- ①甲がA会の評議員の場合、
- ②甲が役員であるB社の役員、業務執行社員、職員(乙・丙)は
- ③評議員になることが出来ません(1/3を超える場合に限り)=(1/3以下は可能)
- ④1/3=2.3人なので超えるのは3人以上、超えないのは2人以下となります
- ⑤したがってB社からは合計2人まで(=甲のほかもう一人まで)A会の評議員となれます
- ⑥甲・乙がA会の評議員だった場合は丙は3人目になってしまうのでA会の評議員にはなれません
- ⑦B社が社会福祉法人である場合を除きます

同一の団体（B社）の関係者がA会の評議員の多くを占めるとA会がB社に支配されてしまいます。これを防止するために1/3以下となっています。つづく。